

2026年2月2日

お客様各位

## 短期プライムレートの引き上げによる 消費性ローン商品の金利変更のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび千葉興業銀行では、2025年12月23日付「短期プライムレートの引き上げ」のとおり、2026年2月2日（月）から短期プライムレート（短期貸出最優遇金利）を年0.25%引き上げることといたしました。

つきましては、短期プライムレートの引き上げに伴い、マイカーローンなど一部消費性ローン商品の基準利率を年0.25%引き上げいたします。

※基準利率とは、「短期プライムレート連動長期貸出優遇金利」を指します。短期プライムレートの引き上げに伴い、この基準金利が引き上がります。

### 記

#### マイカーローン等の変動金利型の消費性ローンの金利変更について

##### 【対象商品】

マイカーローン、教育ローン、リフォームローン等の変動金利型の消費性ローン

##### 【金利変更の仕組み】

金利の見直しは年に2回行われます。（金利決定基準日：4月1日および10月1日）

##### 【新利率の適用開始日】

###### (1)半年ごとの増額返済を併用しない場合

基準日が4月1日の場合、基準日の属する年の6月の約定返済日の翌日から新利率の適用を開始するものとし、7月の約定返済分から新利率で計算された返済額が引落しとなります。

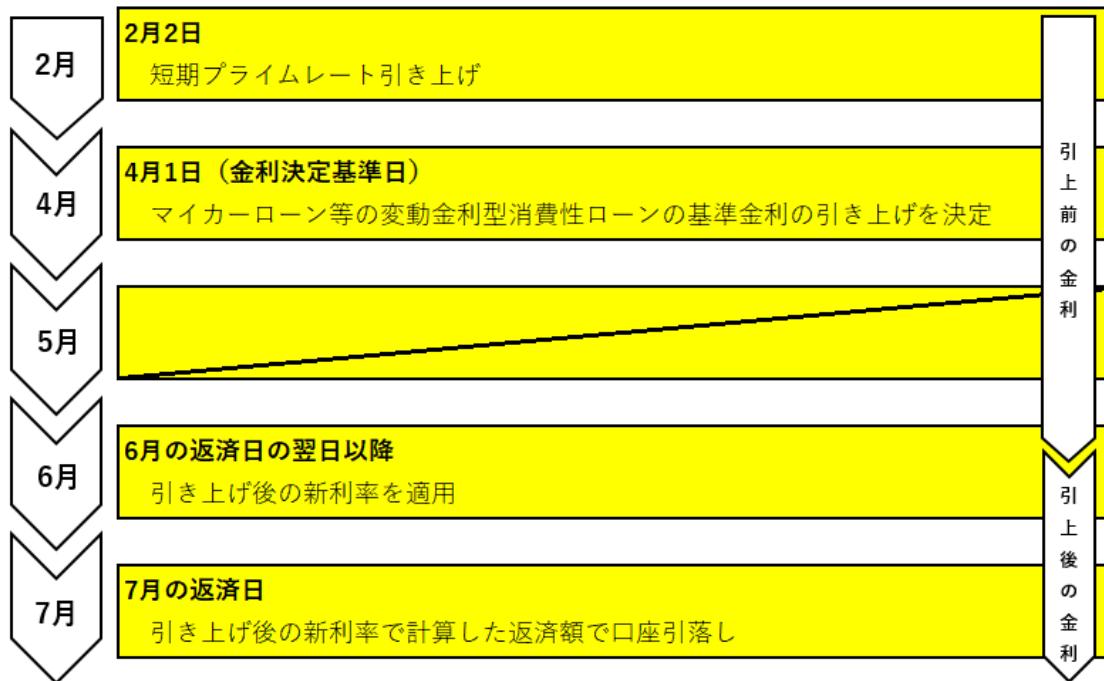
###### (2)半年ごとの増額返済を併用する場合

各基準日以降、最初に到来する増額返済日の翌日とし、次回返済分から新利率で計算された返済額が引落しとなります。

### 【返済予定表の送付】

金利引き上げ後のご返済額のご案内につきましては、6月中旬以降順次送付となります。

### 【スケジュール】※半年ごとの増額返済を併用しない場合



以上